

平成29年第2回臨時会

# 清里町議会会議録

平成29年 5月11日 開会

平成29年 5月11日 閉会

清里町議会

## 平成29年第2回清里町議会臨時会会議録（5月11日）

平成29年第2回清里町議会臨時会は、清里町議会議事堂に招集された。

### 1. 応招議員は次のとおりである。

1番 伊藤 忠之	6番 勝又 武司
2番 堀川 哲男	7番 加藤 健次
3番 河口 高	8番 村島 健二
4番 前中 康男	9番 田中 誠
5番 池下 昇	

### 2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

### 3. 出席議員は次のとおりである。

1番 伊藤 忠之	6番 勝又 武司
2番 堀川 哲男	7番 加藤 健次
3番 河口 高	8番 村島 健二
4番 前中 康男	9番 田中 誠
5番 池下 昇	

### 4. 欠席議員は次のとおりである。

なし

### 5. 遅刻議員は次のとおりである。

なし

### 6. 早退議員は次のとおりである。

なし

### 7. 地方自治法第121条の規定により、説明のために会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	櫛引 政明
副 町 長	宇野 充
総 務 課 長	伊藤 浩幸
企 画 政 策 課 長	本松 昭仁
町 民 課 長	河合 雄司
保 健 福 祉 課 長	蘭部 充
産 業 建 設 課 長	藤代 弘輝
焼 酎 醸 造 所 長	清水 俊行
出 納 室 長	熊谷 雄二

教 育 長 岸 本 幸 雄  
生涯学習課長 原 田 賢 一

8. 本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長 溝 口 富 男  
主 査 寺 岡 輝 美

9. 本会議の案件は次のとおりである。

承認第1号	清里町税条例の一部を改正する条例専決処分承認について
承認第2号	清里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分承認について
承認第3号	平成28年度清里町一般会計補正予算（第9号）専決処分承認について
承認第4号	平成28年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）専決処分承認について
承認第5号	平成28年度清里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）専決処分承認について
議案第25号	ケアハウス建設工事（建築主体）請負契約の締結について
議案第26号	ケアハウス建設工事（機械設備）請負契約の締結について
議案第27号	ケアハウス建設工事（電気設備）請負契約の締結について

●開会・開議宣告

○議長（田中誠君）

ただ今の出席議員数は9名です。  
ただ今から、平成29年第2回清里町議会臨時会を開会します。  
ただちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

●日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田中誠君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において2番 堀川哲男君、3番 河口高君を指名いたします。

●日程第2 会期の決定について

○議長（田中誠君）

日程第2 会期の決定についてを議題とします。  
本件について、議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会委員長 池下昇君。

○5番（池下昇君）

議会運営委員長報告。本臨時会の提案件数、議案の内容から判断して、本臨時会の会期は本日1日間とすることが適当と思います。以上が、議会運営委員会の結果でありますので、ご報告いたします。

○議長（田中誠君）

お諮りします。  
本臨時会の会期は委員長の報告のとおり、本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」）との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日1日間に決定しました。

●日程第3 議長諸般の報告

○議長（田中誠君）

日程第3 議長諸般の報告を行います。  
事務局長に報告させます。議会事務局長。

○議会事務局長（溝口富男君）

議長諸般の報告4点について御報告申し上げます。  
大きな1点目、議員の派遣状況及び会議、行事等の出席報告についてであります。記載の会議

行事等に議長はじめ各議員が出席しておりますのでご報告申し上げます。2ページになります。

大きな2点目、常任委員会及び議会運営委員会の開催状況について、記載の期日案件で会議が開催されておりますので、ご報告申し上げます。

大きな3点目、例月現金出納検査の結果について、平成29年3月分、4月分について3ページから5ページのとおり提出されております。いずれも適正であるとの報告であります。

大きな4点目、平成29年第2回清里町議会臨時会説明員等の報告について、6ページのとおりとなっております。以上で議長諸般の報告を終わります。

#### ○議長（田中誠君）

これで、議長諸般の報告を終わります。

### ●日程第4 町長一般行政報告

#### ○議長（田中誠君）

日程第4 町長一般行政報告を行います。町長 櫛引政明君。

#### ○町長（櫛引政明君）

それでは町長の一般行政報告を申し上げたいと思います。

まず初めに、大きな1の主要事業の報告についてでございます。1点目のJR問題に係るオホーツク圏活性化期成会釧網本線部会の経過についてでございます。本件につきましては先にオホーツク圏活性化期成会における全体の課題として対応することが確認されております。具体的な対応としては石北線釧網線の線区ごとに部会を設置して、それぞれの線区の特性を踏まえ、存続に向けた利活用の工夫や対応策などについて検討研究することとしたところでございます。本経過につきましては、既に3月の定例議会においても御報告を申し上げた次第でございます。なお石北線釧網線に係る1回目の部会につきましては、3月の22日に開催がされておりました部会の構成と今後の進め方などについてそれぞれ協議が行われたものでございます。釧網本線の構成につきましては、沿線自治体であります網走市、小清水町、斜里町、清里町の各首長及び議会議長、さらには活性化期成会の会長であります北見市長を加えた全体9名で構成がされております。また、今後の進め方といたしましては有識者を招いての勉強会及び意見交換会を開催し、論点の整理を行った上で部会としての意見のとりまとめを行い、来たる5月29日開催予定の活性化期成会定期総会において中間報告を行うとしたものでございます。なお勉強会の開催経過につきましては、現在まで記載の第2から第6までになります。日時講師及び内容により、全体で5回の勉強会が開催がされております。また今後の予定であります5月の13日には武部新衆議院議員をお招きしての勉強会、さらには5月18日に釧路圏の活性化期成会にありまます釧網線部会との1回目の意見交換会、そして翌日の19日には部会としての意見の取りまとめを行った上で、5月29日に予定されております、活性化期成会の定期総会において中間報告という形で行うこととしたところでございます。

次に2ページをお開きください。2点目の旭川紋別自動車道丸瀬布インターチェンジから遠軽瀬戸瀬インターチェンジの開通式についてでございます。3月の19日開通記念式典が、遠軽町の武道館において開催されております。また、通り初め式が遠軽瀬戸瀬間インターチェンジの本線上において行われたものでございます。これによりまして丸瀬布インターから遠軽瀬戸瀬イン

ターまでの11.2キロが供用開始となりました。これで比布インターチェンジを経て北海道循環道への接続が確保されましたので、さらなる輸送効率の向上が期待されるところでございます。

続きまして、3点目の北海道町村会の定期総会についてであります。4月20日ホテルポールスター札幌の2階大ホールにて開催がされております。来賓の北海道知事、北海道議会議長の挨拶と道内選出代議士の紹介が行われた後に任期満了に伴う役員改選が行われております。続いて、総務建設、民生文教、農林水産各部会より政務活動にかかわる方針と平成28年度の事業報告及び平成29年度の事業計画加えて各種会務報告が行われ、いずれも原案どおりに可決承認がされたところでございます。また17項目にわたる総会決議と鉄道ネットワークの確立に向けた特別決議を採択し閉会をいたしております。なお町村会会長には白糠町長が再任をされたところでございます。

次に4点目のオホーツク町村会の臨時総会についてでございます。4月24日、網走セントラルホテルにて開催がされております。任期満了に伴う役員改選におきましては現役員全員が再選されておまして、会長には井上置戸町長が再選されております。この後に平成28年度の事業報告及び平成29年度の事業計画を加えて、東京江東区との交流連携推進事業について協議が行われ、すべての議案について原案どおりに可決承認がされたものでございます。

続きまして5点目の斜里地区消防組合第2回臨時会の結果についてでございます。5月の10日、斜里町総合庁舎3階議場で開催がされております。付議事件につきましては、監査委員の選任同意でありまして現監査委員の小林鋼一氏の再任について同意承認がされたものでございます。

次に6点目の斜里郡3町終末処理事業組合議会第2回臨時会の開催結果でございます。5月の10日斜里町総合庁舎2階大会議室にて開催がされております。付議事件は、監査委員の選任同意でありまして斜里地区消防組合と同様に現監査委員の小林鋼一氏の選任について同意承認がされたものでございます。

次に7点目の平成29年春の叙勲受章についてでございます。4月29日発令の平成29年春の叙勲受賞者が発表となりまして、本町におきましては向陽北にお住まいの元清里町議会副議長岡本行氏に旭日双光章、水元第1にお住まいの元斜里地区消防組合、清里消防団団長湯浅猛城氏に瑞宝単光章が受賞されておりますので、ここに謹んでご報告を申し上げますと共に町民の皆さんとともにお祝いを申し上げたいと思っております。

次3ページをご覧ください。8点目の強風による災害対応及び被害状況等についてでございます。前線の通過に伴う強風被害でありまして4月の18日午後5時20分に暴風警報が発令されましたので発令と同時に災害対策本部情報連絡室を立ち上げ、所要職員の配置と職員自宅待機を指示し、体制を整え対応に当たってきたところでございます。警報時における風速についてであります。上斜里観測点で、午後5時53分に最大風速で27.1メートル、札弦で5時48分に、19.6メートル、緑で5時6分に16.3メートルが記録されております。被害の状況であります。農業被害といたしましては、農舎3棟で屋根、壁の破損、畜舎1棟で屋根の破損、隊舎1棟で屋根支柱の倒壊、育苗ハウス1棟で巻き上げパイプの破損、ビニールハウス2棟で巻き上げパイプ及びハウスの一部破損、その他車庫及び自動車等の破損がそれぞれ1件ずつ報告をいただいております。また、江南パークゴルフ場ポンプ小屋の倒壊、緑町小学校の野外スピーカーの脱落、旧新栄及び旧江南小学校の体育館の窓ガラスの破損4カ所となっております。復旧に向け対応を進めているところであります。なお農業被害がすべて復旧がされたと、そのように報告をいただいているところでもございます。

次に大きな2の主な会議行事等の報告についてであります。春の自治会長会議についてであります。4月13日町民会館で開催されております。町より平成29年度における主な事業施策の概要と当面する行事や事業さらには周知連絡事項等について、所管課より説明をさせていただき御意見、御質問等をいただいたところでございます。なお当日は29自治会より28名の自治会長が出席をされてございます。

次に、交通安全防犯青少年育成推進委員会及び交通安全防犯協会の総会についてでございます。4月の13日、町民会館にて開催がされており推進員等50名が出席をされております。平成28年度の事業報告及び決算、平成29年度の事業計画及び予算についてご審議をいただき、原案どおりに可決承認をいただいたものでございます。また任期満了に伴う役員の改選がございまして現会長の柏倉氏が退任となり、交通安全指導部長の二杉氏が新会長に選出をされたところでございます。

以上申し上げ、町長の一般行政報告とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これで、町長一般行政報告を終わります。

●日程第5 教育長一般行政報告

○議長（田中誠君）

日程第5 教育長一般行政報告を行います。教育長 岸本幸雄君。

○教育長（岸本幸雄君）

教育長一般行政報告を申し上げます。

大きな1、主要事業報告についてであります。平成29年度全国学力学習状況調査について全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握分析し、教育施策の改善を図るとともに学校における児童生徒の学習指導改善に生かすため、毎年実施されております調査が本年度は、4月18日に一斉に実施されました。本町におきましては小学校第6学年27名、中学校第3学年45名を対象に実施されましたが、清里小学校の25名につきましては当日インフルエンザによる学校閉鎖中であったため、代わりに4月24日に実施しております。調査事項の①教科に関する調査では国語算数、中学生は数学を、②生活習慣や学習環境等に関する質問調査では児童生徒及び学校に対する調査が行われました。調査の集計結果につきましては、8月に公表される予定であります。

次に、大きな2、教育委員会の開催状況であります。第3回教育委員会が4月26日に開催され、記載のとおり委員の任命並びに委嘱についてが2件、学校教育関係の規則並びに要領の一部改正についてが3件、それぞれ決定されております。以上申し上げまして教育長一般行政報告とさせていただきます。

以上申し上げ、教育長一般行政報告といたします。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これで、教育長一般行政報告を終わります。

●日程第6 承認第1号

○議長（田中誠君）

日程第6 承認第1号 清里町税条例の一部を改正する条例専決処分承認についてを、議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（河合雄司君）

ただ今上程されました、承認第1号 清里町税条例の一部を改正する条例専決処分承認につきまして提案理由のご説明を申し上げます。本件につきましては地方自治法の定めに基づき専決処分いたしましたので議会に報告し、その承認を求めるものでございます。次のページをご覧ください。

今回、専決処分いたしましたのは、清里町税条例の一部を改正する条例であり、平成29年3月31日付けをもって専決処分させていただきました。今回の条例改正は、平成29年度の与党税制改革大綱による地方税制改革により地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律のほか2つの法律の施行に伴い、清里町税条例平成5年条例第8号の一部を改正するものでございます。それでは、別冊の審議資料によりご説明いたしますので審議資料の1ページをお開きください。

1ページから5ページは、主な改正の要旨及び概要、6ページから30ページには新旧対照表により改正箇所をアンダーラインにより示しております。改正の内容につきましては1ページからの改正の趣旨によりご説明申し上げます。改正の趣旨といたしましては、法律の施行に伴うものでございます。改正の概要につきましては表に記載しているとおり、清里町税条例第33条においては、所得割の課税標準に係る特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額の所得について申告書に記載された事項等を勘案し、町長が課税方式を決定できることを明確化する規定の整備でございます。同第34条の9については第33条の改正に伴い、文言等規定の整備を行うものでございます。同第48条においては法人町民税の申告納付に係る延滞金、同第50条においては、法人町民税の不足税額の納付の手續きに係る延滞金の計算の基礎となる期間について規定の整備を行うものでございます。同第61条第8項においては、固定資産税の課税標準について法規定の新設に伴い、震災等により滅失等した償却資産に変わる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例について規定するものでございます。

2ページをお開きください。同第61条の2については法律の規定により条例で定めるわが町特例の割合を定める規定として条項の追加を行うものでございます。同第63条の2においては



区分所有に係る家屋に対する固定資産税において、住居用超高層建築物に係る税額按分の方法については区分所有者全員の協議による補正方法の申し出について規定するものでございます。同第63条の3においては、区分所有に係る家屋の敷地の用に供されている土地に対する固定資産税について被災市街地復興推進地域に定められた場合には震災後4年度分に限り申し出により、従前の供用土地にかかる税額の按分方法と同様の扱いとするための規定を整備するものでございます。同第74条の2においては被災住宅用地の申告に関して、被災市街地復興推進地域に定められた場合、震災発生後4年度分に限り特例を適用することを常設規定するための整備でございます。同附則第5条においては個人の町民取得税の非課税の範囲について控除対象配偶者の定義の変更に伴い、規定の整備を行うものでございます。

3ページをご覧ください。同附則第8条においては、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について適用年限を3年間延長するものでございます。同附則第10条においては、読替規定について、法律の改正に合わせて整備を行うものでございます。同附則第10条の2第7項から第18項においては法律の規定により、条例で定めるわが町特例について対応する法律の条項を整備するとともに規定の追加を行うものでございます。同附則第10条の3第9項から第11項においては耐震改修が行われた認定優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書について規定をするものであり、法規定の 신설に合わせて条文の追加及び整備を行うものでございます。

4ページをお開きください。同附則第16条においては軽自動車税のグリーン化特例について適用期限を2年間延長するものでございます。同附則第16条の2については軽自動車税の賦課徴収の特例について法規定の 신설に合わせて条項を追加するものでございます。同附則第16条の3第2項については、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例については、特定配当等に係る所得について申告書に記載の事項等を勘案して町長が課税方式を決定できることを明確化する規定の整備でございます。同附則第17条の2については、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について適用期限を3年間延長するものでございます。同附則第20条の2第4項においては、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人町民税の課税の特例については特例適用配当等に係る所得について申告書に記載の事項等を勘案して町長が課税方式を決定できることを明確化するための規定の整備でございます。

5ページをご覧ください。同附則第20条の3第4項においては、条約適用利子及び条約適用配当に係る個人町民税の課税の特例については条約適用配当等に係る所得について申告書に記載の事項を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化する規定の整備でございます。同附則第20条の3第6項においては同条第4項の改正に伴う必要な整備を行うものでございます。

27ページをお開きください。27ページ左側の下段に附則がございます。附則につきましては第1条で施行期日、28ページに参りまして第2条で町民税に関する経過措置第3条で、固定資産税に関する経過措置、29ページ第4条で軽自動車税に関する経過措置を定めるものでございます。以上で提案理由の説明といたします。

#### ○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については、討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

これから、承認第1号を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件について、承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、承認第1号 清里町税条例の一部を改正する条例専決処分承認については、承認することに決定しました。

## ●日程第7 承認第2号

○議長（田中誠君）

日程第7 承認第2号 清里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分承認についてを、議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（河合雄司君）

ただ今上程されました、承認第2号 清里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分承認につきまして提案理由のご説明を申し上げます。本件につきましては、地方自治法の定めに基づき専決処分いたしましたので議会に報告し、その承認を求めるものでございます。次のページをご覧ください。

今回専決処分いたしましたのは、清里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であり、平成29年3月31日付けをもって専決処分させていただきました。今回の条例改正は地方税法施行令の一部改正に伴い、清里町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

それでは別冊の審議資料によりご説明いたしますので、審議資料の31ページをご覧ください。31ページは改正の要旨、32ページには新旧対照表により改正箇所をアンダーラインにより示しております。改正の内容につきましては、31ページの要旨によりご説明申し上げます。国民健康保険税の減額につきましては、低所得者の保険料負担を軽減する措置であり、軽減判定所得の算定基準を見直すものでございます。区分の5割軽減の対象となる所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を26万5千円から27万円に、2割軽減の対象となる所得の算定において、被保険者数の数に乗すべき金額を48万円から49万円に改めるものでございます。

32ページをご覧ください。附則につきましては、第1条で施行期日、第2条で適用区分を定めるものでございます。以上で提案理由の説明といたします。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については、討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

異議なしと認めます。

これから、承認第2号を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件について、承認することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(田中誠君)

起立全員です。

したがって、承認第2号 清里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分承認については、承認することに決定しました。

●日程第8 承認第3号

○議長(田中誠君)

日程第8 承認第3号 平成28年度清里町一般会計補正予算(第9号)専決処分承認についてを、議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長(本松昭仁君)

ただ今上程されました、承認第3号 平成28年度清里町一般会計補正予算第9号専決処分の承認につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。本件につきましては地方自治法の定めに基づき専決処分いたしましたので議会に報告し、その承認を求めるものでございます。次のページを開きください。

今回、専決処分いたしましたのは記載のとおり、平成28年度清里町一般会計補正予算第9号であり3月31日付けをもちまして専決処分させていただいたものでございます。次のページをご覧ください。

今回の補正は第1条第1項に記載のとおり歳入歳出それぞれ6千411万6千円を追加し、予算の総額を53億1千992万3千円とするものでございます。第1条第2項につきましては後ほど事項別明細書によりご説明申し上げますが、主な補正の内容といたしまして、歳入につきましては地方交付税等が確定するとともに歳出につきましては土地開発基金の廃止に伴う一般会計への繰入れ、国民健康保険事業特別会計への繰入金等の確定に確定を行い、合わせて総体的な財源調整を行うものでございます。なお、今回の補正により生じました一般財源剰余額につきましては基金への積み増しを行ってまいります。

第2条の繰越明許費につきましては、事案書を2枚お開きいただきたいと思います。第2表横表繰越明許費補正でございますが、国の補助金の繰越に伴い、2款総務費、2項総務管理費社会保障税番号制度事務事業33万3千円を追加補正するものでございます。

次のページをご覧ください。第3表横表地方債補正でございますが、情報交流施設整備にかか

る国の補助金が確定いたしましたので起債の限度額を1億6千720万円に減額するものでございます。それでは別冊の事項別明細書によりご説明させていただきますので表紙をめくり、平成28年度補正予算に関する説明書のピンク色の一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書の紙をお開きいただきたいと存じます。

歳入から申し上げます。歳入は1ページの総括表によりご説明申し上げます。3款利子割交付金から14款道支出金につきましては、すべて交付税交付額の確定に伴う補正であり9款地方交付税2千211万6千円。増額は特別交付税の確定による補正となっております。16款繰入金5千348万7千円の増額は、土地開発基金の廃止に伴う一般会計の繰入が主なものでございます。18款諸収入6万円の増額は、太陽光売電収入の確定によるものでございます。19款町債850万円の減額は、先に御説明申し上げましたとおり、情報交流施設整備に係る国の補助金の確定によるものでございます。20款寄附金92万円の増額は、ふるさと寄付金の確定でございます。

それでは引き続き歳出について御説明申し上げます。5ページをご覧ください。2款総務費、2項総務管理費、1目一般管理費につきましては、中間サーバープラットフォーム利用補助金130万2千円が国庫補助金から交付税措置に変更になったため、一般財源に振りかえたものでございます。2目財産管理費7千433万5千円の増額は、土地開発基金の繰入分と一般財源の余剰金、合わせて7千335万4千円を公共施設整備基金に積み立て、ふるさと基金92万円の積み立て、子ども子育て基金61万円の積み立てでございます。8目町有林管理費につきましては、事業の確定に伴い財源の調整をしたものでございます。3項開発促進費、1目企画振興費につきましては、情報交流施設の国庫補助及び地方債の確定に伴い、財源の調整をしたものでございます。次のページをご覧ください。10項総合戦略費、1目総合戦略事業費195万3千円の減額は事業費の確定に伴うものでございます。3款民生費、1目社会福祉総務費につきましては、地域づくり総合交付金の確定により、財源振りかえを行ったものでございます。次のページをご覧ください。5目国民年金事務費につきましては事務費委託金の確定により、財源振りかえを行ったものでございます。4款衛生費、1項保健衛生費、3目各種医療対策費828万3千円の減額は、国民健康保険事業特別会計への繰出金800万円の減額と後期高齢者医療特別会計繰出金と28万2千円の減額を行ったものでございます。5款農林水産業費、1項農業費、1目農林水産業費1万7千円の増額は、農業委員改選増員による委員報酬の増額でございます。次のページをご覧ください。9款教育費、4項社会教育費、2目生涯教育費につきましては、子ども子育て支援交付金の確定により財源振りかえを行ったものでございます。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については、討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

これから、承認第3号を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件について、承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、承認第3号 平成28年度清里町一般会計補正予算（第9号）専決処分承認については、承認することに決定しました。

●日程第9 承認第4号

○議長（田中誠君）

日程第9 承認第4号 平成28年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）専決処分承認についてを、議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（河合雄司君）

ただ今上程されました、承認第4号 平成28年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号の専決処分承認につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。本件につきましては、地方自治法の定めに基づき専決処分いたしましたので議会に報告し、その承認を求めるものでございます。次のページをご覧ください。今回専決処分いたしましたのは、平成28年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号であり、平成29年3月31日付けをもちまして専決処分をさせていただきました。次のページをご覧ください。

今回の補正は、第1条第1項に記載のとおり歳入歳出それぞれ5千155万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億450万1千円とするものでございます。第1条第2項につきましては別冊の補正予算に関する説明書により後ほどご説明申し上げます。

今回の補正は、歳出における事業の実績及び保険給付費の確定、並びに歳入における国民健康保険税の収納実績、国道支出金等の確定に伴い財源の調整措置を行ったものでございます。

それでは歳出よりご説明いたしますので、別冊の平成28年度補正予算に関する説明書の14ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては事業の実績により7節賃金から19節負担金補助及び交付金まで、合計70万1千円を減額するものでございます。2項徴税费、1目賦課徴税费につきましても実績により9節旅費、11節需用費、12節役務費で合計2万4千円を減額するものでございます。15ページをご覧ください。3項運営協議会費、1目運営協議会費につきましても、実績により1節報酬、9節旅費、11節需用費で合計9万2千円を減額するものでございます。2款保険給付費、1項療養諸費につきましては、医療費の確定に伴い減額措置するものでございます。1目一般被保険者療養給付費は2千360万9千円を減額いたしますが、財源において、国道支出金等の減額分について、その他財源である保険財政共同安定化交付金及び一般財源により財源措置するものでございます。16ページをお開きください。2目退職被保険者等療養給付費791万6千円の減額、4目退職被保険者等療養費12万8千円の減額、5目審査支払手数料21万4千円の減額、療養諸費合計で3千1

86万7千円を減額するものでございます。2項高額療養費につきましても医療費の確定に伴い、減額措置をするものでございます。1目一般被保険者高額療養費263万6千円の減額、17ページに行きまして、2目退職被保険者等高額療養費97万7千円の減額、3目一般被保険者高額介護合算療養費24万円を皆減、4目退職被保険者等高額介護合算療養費10万円を皆減、高額療養費、合計で395万3千円を減額するものでございます。3項移送費、1目一般被保険者移送費及び2目退職被保険者等移送費につきましては、事業の確定に伴い皆減するものでございます。18ページをお開きください。4項出産育児一時金につきましては事業の確定により1目出産育児一時金126万円の減額、2目支払い手数料1千円の減額、合計126万1千円の減額でございます。5項葬祭諸費、1目葬祭費8万円の減額につきましても、事業の確定によるものでございます。5款老人保健拠出金につきましては、事業の確定に伴い、1目老人保健医療非拠出金1千円を皆減するものでございます。19ページをご覧ください。7款共同事業拠出金3目保険財政共同事業医療費拠出金につきましても、事業の確定に伴い1千261万2千円を減額するものでございます。8款保健事業費につきましても事業の確定に伴い、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費において11節需用費から13節委託料まで合計20万9千円の減額、2項保健事業費、1目疾病予防費においては7節賃金、11節需要費で13万9千円の減額でございます。20ページをお開きください。10款公債費、1項一般公債費、1目利子につきましても一時借入れを行わなかったため、利子の発生がございませんでしたので一時借入金利子19万8千円を皆減するものでございます。11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険税還付金につきましては実績により21万9千円を減額するものであり、内訳は過年度還付金18万9千円還付加算金3万円でございます。2目償還金につきましては補正による増減はございませんが、財源の1部509万3千円を一般財源に振りかえるものでございます。

歳入については総括表でご説明いたしますので9ページにお戻りください。今回の補正においては1款国民健康保険税、2款使用料及び手数料、11款諸収入が一般財源であり3款国庫支出金から9款繰入金までが特定財源でございます。以上で提案理由の説明といたします。

**○議長（田中誠君）**

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

**○議長（田中誠君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については、討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

**○議長（田中誠君）**

異議なしと認めます。

これから、承認第4号を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件について、承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

**○議長（田中誠君）**

起立全員です。

したがって、承認第4号 平成28年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

専決処分承認については、承認することに決定しました。

## ●日程第10 承認第5号

○議長（田中誠君）

日程第10 承認第5号 平成28年度清里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）専決処分承認についてを、議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（河合雄司君）

ただ今上程されました、承認第5号 平成28年度清里町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号専決処分承認につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。本件につきましては地方自治法の定めに基づき専決処分いたしましたので議会に報告し、その承認を求めるものでございます。次のページをご覧ください。

今回、専決処分いたしましたのは、平成28年度清里町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号であり、平成29年3月31日付けをもちまして専決処分させていただきました。次のページをご覧ください。今回の補正は、第1条第1項に記載のとおり歳入歳出にそれぞれ25万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6千517万7千円とするものでございます。第1条第2項につきましては、後ほど別冊の補正予算に関する説明書によりご説明申し上げます。今回の補正は事務費の精査及び広域連合納付金、保険料還付金等の確定に伴う措置を行ったものでございます。

それでは歳出よりご説明いたしますので、別冊の平成28年度補正予算に関する説明書の23ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては事務費の実績により9節旅費で13万9千円、11節需用費で7万3千円、12節役務費で1万3千円、13節委託料で6千円の合計23万1千円を減額するものでございます。特定財源その他は一般会計繰入金でございます。2項徴収費、1目徴収費につきましても事務費の実績により11節需用費、12節役務費で合計4万8千円を減額するものであり、特定財源その他は一般会計繰入金でございます。23ページから24ページをご覧ください。後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節負担金補助及び交付金につきましては、負担金の確定による増額であり、保険料負担金12万3千円の増額、保険基盤安定負担金36万6千円の増額、事務費負担金41万3千円の減額で合計7万6千円の増額となるものでございます。特定財源その他は一般会計繰入金でございます。3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金は還付の実績がございませんので、5万1千円を皆減するものでございます。特定財源その他は広域連合還付金でございます。

歳入につきましては歳出とあわせてご説明いたしましたので省略させていただきます。以上で提案理由の説明といたします。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については、討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

これから、承認第5号を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件について、承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、承認第5号 平成28年度清里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）専決処分承認については、承認することに決定しました。

### ●日程第11 議案第25号

○議長（田中誠君）

日程第11 議案第25号 ケアハウス建設工事（建築主体）請負契約の締結についてを、議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（藺部充君）

ただ今、上程されました、議案第25号 ケアハウス建設工事建築主体請負契約の締結についてご説明いたします。本件は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により工事請負契約を締結するため議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的はケアハウス建築工事建築主体であります。工事の概要を御説明申し上げます。建築場所は羽衣町35番地34、同じく39番地126及び164でございます。構造は鉄筋コンクリート造3階建て床面積は3千193.289平方メートルでございます。契約の方法は指名競争入札による契約であり、契約金額は7億524万円でございます。なお、予定価格につきましては7億1千70万4千800円でございます。契約の相手方は、石井・野村特定建設工事共同企業体であり、代表者は株式会社石井組、構成員は野村興業株式会社でございます。工期は契約の翌日より平成30年6月8日を予定してございます。以上で説明を終わります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については、討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）



○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

これから、議案第25号を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第25号 ケアハウス建設工事（建築主体）請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

●日程第12 議案第26号

○議長（田中誠君）

日程第12 議案第26号 ケアハウス建設工事（機械設備）請負契約の締結についてを、議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（園部充君）

ただ今上程されました、議案第26号 ケアハウス建設工事機械設備請負契約の締結について御説明申し上げます。本件は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的はケアハウス建築工事機械設備であります。工事の概要につきましてはケアハウス建設工事に係る機械設備工事であり建築場所規模等につきましては先ほどの議案第25号にて申し上げましたので説明は省略をさせていただきます。契約の方法は指名競争入札による契約であり、契約金額は2億5千920万円となっております。なお予定価格につきましては2億6千741万8千800円でございます。契約の相手方は、長屋・天内・そうけん特定建設工事共同企業体であり、代表者は斜里町株式会社長屋工業、構成員は北見市天内工業株式会社、網走市株式会社そうけんでございます。工期は契約の翌日より平成30年6月8日を予定してございます。以上で説明を終わります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については、討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

これから、議案第26号を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(田中誠君)

起立全員です。

したがって、議案第26号 ケアハウス建設工事(機械設備)請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

●日程第13 議案第27号

○議長(田中誠君)

日程第13 議案第27号 ケアハウス建設工事(電気設備)請負契約の締結についてを、議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長(蘭部充君)

ただ今上程されました、議案第27号 ケアハウス建築工事電気設備請負契約の締結について御説明申し上げます。本件は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。契約の目的はケアハウス建設工事電気設備であります。

工事の概要につきましてはケアハウス建設工事に係る電気設備工事であり建設場所、施設規模等は先ほどの議案第25号にて申し上げましたので説明は省略させていただきます。契約の方法は指名競争入札による契約であり契約金額は1億6千740万円となっております。なお予定価格につきましては1億7千183万8千800円でございます。契約の相手方は片山・今特定建設工事共同企業体であり、代表者は斜里町有限会社片山電気商会、構成員は斜里町今電機株式会社でございます。工期は契約の翌日より平成30年6月8日を予定してございます。以上で説明を終わります。

○議長(田中誠君)

これから質疑を行います。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については、討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

異議なしと認めます。

これから、議案第27号を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(田中誠君)

起立全員です。

したがって、議案第27号 ケアハウス建設工事(電気設備)請負契約の締結については、原

案のとおり可決されました。

**○議長（田中誠君）**

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第2回清里町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前10時30分